# 刑事共助と犯罪人引渡し

Dr Alexander Ressos, TEP
Attorney-at-Law (Switzerland and Germany),
Solicitor (England & Wales and Hong Kong)
Of Counsel, KGP Legal LLC
alexander.ressos@kgplegal.com.sg
www.ressos.com.sg

## 2000年刑事共助法

2000年刑事共助法（Mutual Assistance in Criminal Matters Act 2000、MACMA）は、外国の検察当局との協力に関する主要な法律です。その長名は、同法の目的を「刑事事件における国際的な共助の提供および取得」の促進と述べています。司法長官（Attorney-General）は、双方向の中央当局です。シンガポールからの要請は「司法長官のみが行うことができる」とされ、外国からの要請はすべて司法長官に対して行われなければなりません。[1]

同法は2つのグループの国を区別しています。証拠の採取など一部の形態の共助は、あらゆる外国が利用できます。これに対し、提出命令、捜索・差押えおよび没収命令の執行などその他の形態は、「指定」外国（prescribed foreign countries）に限られます。大臣は、共助に関する条約、了解覚書その他の取決めが効力を有する場合に、その国を指定することができます。指定されていない国であっても、シンガポールからの将来の相互的な要請に応じることを約束すれば、一定の形態の共助を受けることが

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

できます。[2] この構造は、シンガポールが相互主義を重視していることを反映しています。相互主義は、同国の規制外交において繰り返し現れるテーマです。

## 拒否事由と双方可罰性

司法長官は、第20条第1項に定める一連の場合には要請を拒否しなければなりません。これには、「政治的性格を有する」犯罪、純粋な軍事犯罪、人種、宗教、性別、民族的出身、国籍または政治的意見を理由として人に不利益を与えるために行われる要請、本人が同一の行為について既に有罪判決、無罪判決または恩赦を受けている場合、「十分な重大性を有しない」犯罪、そして「公益に反する」こととなる共助が含まれます。また、共助がシンガポールの資源に「過大な負担」を課す場合や、何人かの安全を害する場合にも、司法長官は要請を拒否することができます。[3]

強制的な形態の共助については、双方可罰性が適用されます。提出命令、捜索令状または没収命令の執行の要請は、当該行為がシンガポールで行われたとすれば「シンガポールの犯罪を構成しなかった」場合には、拒否しなければなりません。第4項および第5項は、外国の脱税犯罪に関する個別のルールを定めています。[4] これらの規定は、シンガポールが重大な租税犯罪をマネーロンダリングの前提犯罪とし、自国の銀行システムを外国の税務当局に開放した一連の改革に属するものです。この展開については第E部第II章でたどっています。

## 提出命令と証拠の保護

提出命令は、同法が外国の捜査と関係者の双方をどのように保護しているかを示しています。指定外国は、国外の刑事事件のために、シンガポールにいる者に物の提出を義務付ける命令を要請することができます。金融機関が関係する場合、申立ては高等法院一般部に対して行われます。裁判所は、特定の者が外国の犯罪を行ったかまたはそれから利益を得たと疑うに

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

足りる合理的な理由があること、当該物が外国の事件にとって「相当の価値を有する」可能性が高く、法的秘匿特権の対象でないこと、そして提出が公益に反しないことについて、心証を得なければなりません。正当な理由なく命令に従わない場合、または重要な点で虚偽もしくは誤解を招く資料を提出した場合には、1万シンガポールドル以下の罰金または2年以下の拘禁刑に処せられます。[5]

文書を受領する外国は、その使用を明示された目的に限定し、要請に応じて返還または廃棄することを約束しなければなりません。このような約束がない場合、要請は拒否されなければなりません。[6] 銀行にとって、これらのルールは、顧客の文書が司法判断を経て初めてシンガポールから持ち出されることを意味します。顧客に事前に通知されることは通常ありませんが、命令は裁判所が記録上行った認定に基づいています。

## 1968年犯罪人引渡法

犯罪人引渡しは、独立直後の時期に制定された1968年犯罪人引渡法（Extradition Act 1968）によって規律されています。引渡犯罪は、「法定刑の上限が2年以上の拘禁刑またはそれより重い刑であるもの」でなければなりません。同法は、大臣が官報（Gazette）での告示によって指示した場合にのみ外国に適用され、実務上は条約の存在が前提となります。その場合、当該国からの逃亡犯罪人はすべて、同法および条約の条件に従い、逮捕および引渡しの対象となります。[7]

古典的な制限が適用されます。「政治的性格を有する」犯罪について人を引き渡すことはできません。また、引渡しには、請求国の法律または条約により、引渡し前に犯した他の犯罪について本人が裁判を受けることが妨げられていることが必要です。これが特定性の原則です。指定された英連邦の地域とマレーシアについては、別の部が規定しています。適式に認証されたマレーシアの令状は、治安判事（Magistrate）の裏書を受けてシンガポールで執行することができます。ただし、引渡しが不当または過酷

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

となる場合、治安判事は引渡しを拒否または延期することができます。[8] 令状の裏書は、第C部で述べるシンガポールとマレーシアの共通の法制史の遺産です。

## 条約とその間隙

シンガポールの犯罪人引渡条約のネットワークは、欧州の主要な金融センターのそれよりも狭いものです。長年にわたり、インドネシアとの条約の不存在は緊張の種でした。アジア通貨危機後に汚職や銀行詐欺で告発されたインドネシアの実業家が、シンガポールに逃げ込んだと言われていたためです。犯罪人引渡条約は、2022年1月の首脳リトリートにおいて、防衛協力協定とともにようやく署名されました。[9] その後、同条約は発効しています。[10] 2つの近隣国との関係については、第I部第IV章で改めて取り上げます。

犯罪人引渡条約が存在しない場合には、刑事共助と国外退去処分がその間隙の一部を埋めます。2023年のマネーロンダリング事件では、有罪判決を受けた外国人が刑期を終えた後、2024年5月から7月にかけてカンボジア、日本および英国へ国外退去処分となりました。[11] 国外退去処分は、犯罪人引渡しの保障を伴わない行政措置です。本人が他の地で犯した犯罪について裁判を受けることを確保するものではありません。

## 規制当局および金融情報機関の間の協力

正式な刑事共助は1つの経路にすぎません。CDSA第5条に基づいて設置されたシンガポールの金融情報機関である疑わしい取引届出室（Suspicious Transaction Reporting Office）は、外国の重大犯罪の捜査に関連しうる場合に、外国の対応する当局に情報を提供することができます。その条件には、当該当局との取決め、ならびに守秘と使用に関する約束が含まれま

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

す。後者には、情報を証拠として使用しないという約束も含まれます。[12] そのため、金融情報は迅速に移動できる一方、法廷で用いる証拠は、なお正式な要請という時間のかかる経路を通らなければなりません。

監督上の協力は第3の経路です。シンガポール金融管理局（Monetary Authority of Singapore）は2016年5月24日、BSI Bankに対しシンガポールでの業務を閉鎖するよう命じました。これは1984年以来初めてのマーチャントバンク資格の取消しでした。その際、MASはMAS Notice 1014の41件の違反について1,330万シンガポールドルの制裁金を発表しました。また、同行の上級経営陣および職員6人を検察官に付託し、秩序ある閉鎖について「スイス金融市場監督機構（FINMA）と緊密に連携している」と表明しました。[13] こうして、監督上の措置、刑事付託、そしてスイスの銀行の母国監督当局との調整が1つのパッケージを形成しました。これは第E部でより詳しく検討するパターンです。

## 注

1. Mutual Assistance in Criminal Matters Act 2000, long title, ss 7 and 19(1)（lawplayer.comに掲載された条文による、2026年11月最終閲覧）。 ↩
2. MACMA, ss 16(1), 16(2)(b) and 17(1)（lawplayer.comに掲載された条文による、2026年11月最終閲覧）。 ↩
3. MACMA, s 20(1)（lawplayer.comに掲載された条文による、2026年11月最終閲覧）；MACMA, s 20(2)（lawplayer.comに掲載された条文による、2026年11月最終閲覧）。 ↩
4. MACMA, s 20(3)（lawplayer.comに掲載された条文による、2026年11月最終閲覧）；MACMA, s 20(4) and (5)（lawplayer.comに掲載された条文による、2026年11月最終閲覧）。 ↩
5. MACMA, s 22(1), (2) and (4)（lawplayer.comに掲載された条文による、2026年11月最終閲覧）；MACMA, s 25（lawplayer.comに掲載された条文による、2026年11月最終閲覧）。 ↩

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

6. MACMA, s 20(2A)（lawplayer.comに掲載された条文による、2026年11月最終閲覧）。 ↩
7. Extradition Act 1968, s 2(1)、「extradition offence」の定義（lawplayer.comに掲載された条文による、2026年11月最終閲覧）；Extradition Act 1968, ss 4(1) and 7(1)（lawplayer.comに掲載された条文による、2026年11月最終閲覧）。 ↩
8. Extradition Act 1968, ss 8(1) and 8(2)(c)（lawplayer.comに掲載された条文による、2026年11月最終閲覧）；Extradition Act 1968, Part 5（ss 27–30、英連邦の地域）およびPart 6（ss 32–39、マレーシア）、特にss 33(1) and 36（lawplayer.comに掲載された条文による、2026年11月最終閲覧）。 ↩
9. Wikipedia, “Indonesia–Singapore relations”（2026年11月最終閲覧）：犯罪人引渡条約は2022年1月の「5th Singapore–Indonesia Leader’s Retreat」で署名され、同条約の下で両国は“will grant extradition for a comprehensive list of extraditable offences”；防衛協力協定も同じリトリートで署名された。 ↩
10. シンガポール・インドネシア犯罪人引渡条約の2024年3月の発効、および最大18年前までに犯された犯罪への遡及的適用。 ↩
11. Wikipedia, “2023 Singapore money laundering case”（2026年11月最終閲覧）：Wang BaosenおよびSu Wenqiangは2024年5月6日にカンボジアへ、Su HaijinおよびSu Baolinは2024年6月1日にカンボジアへ、Vang Shuimingは同日に日本へ、Zhang Ruijin、Chen QingyuanおよびLin Baoyingは2024年6月15日にカンボジアへ、Wang Dehaiは2024年7月6日に英国へ、Su Jianfengは2024年7月26日にカンボジアへ国外退去処分となった。 ↩
12. CDSA, ss 5(1) and 48（lawplayer.comに掲載された条文による、2026年11月最終閲覧）。 ↩

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

13. MAS, “MAS directs BSI Bank to shut down in Singapore”, media release, 2016年5月24日, mas.gov.sg。 ↩

## Disclaimer

This article is provided for general information only. It is based on publicly available sources as at its date of publication. These sources have not been independently verified against licences, regulatory registers or the records of the entities concerned. It is not legal, tax, financial or investment advice. Nor is it a recommendation to invest in, transact with or use the services of any entity mentioned. Law and regulation change frequently, so the content may be incomplete or outdated. To the fullest extent permitted by law, Dr Alexander Ressos and the publisher of SingaporeIQ exclude all liability for loss or damage arising from the use of or reliance on this article. Readers should obtain advice on their specific circumstances before acting or refraining from action.

Names and trademarks of the entities discussed belong to their owners and are used for identification only. Their mention implies no endorsement, affiliation or allegation of wrongdoing. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. Corrections and updates: contact@ressos.com.

© 2026 Dr Alexander Ressos. This article may be quoted with attribution to SingaporeIQ (SingaporeIQ.com). Reproduction in full and any commercial use require prior written consent. The Legal Terms at https://singaporeiq.com/legal-terms apply.

Author contact: Dr Alexander Ressos, TEP · contact@ressos.com

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.